

新旧対照表

○神奈川県屋外広告物条例施行規則

新	旧
(許可の申請等) 第7条 (略) 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、許可期限後更に継続して広告物を表示し、又は掲出物件を設置するために当該申請をする場合にあつては、第1号及び第4号に掲げる書類の添付を要しない。 (1)～(3) (略) (4) 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第138条第1項第3号に該当する広告物又は掲出物件については、建築基準法(昭和25年法律第201号)第88条第1項において準用する同法第6条第1項、第6条の2第1項若しくは第18条第3項若しくは第4項に規定する確認済証の写し又はこれに代わる書類 (5) (略) 3～6 (略)	(許可の申請等) 第7条 (略) 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、許可期限後更に継続して広告物を表示し、又は掲出物件を設置するために当該申請をする場合にあつては、第1号及び第4号に掲げる書類の添付を要しない。 (1)～(3) (略) (4) 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第138条第1項第3号に該当する広告物又は掲出物件については、建築基準法(昭和25年法律第201号)第88条第1項において準用する同法第6条第1項、第6条の2第1項若しくは第18条第3項に規定する確認済証の写し又はこれに代わる書類 (5) (略) 3～6 (略)